

国民健康保険 届出・手続きを忘れずに

これからの時期は、転入・転出などが多くなります。下表のような場合は、変更した日から14日以内に届け出てください。届出は世帯主の方が行うことになっていきます。世帯主の方が届出できない場合は、委任状または世帯主の方の保険証、運転免許証などの写しを持参してください。届出には次の書類を持参してください。

- ①届出人の身分証明書（運転免許証やパスポートなどの顔写真入りの官公署発行のもの）
 - ②世帯主の方および異動があった方それぞれのマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- 受付日時**
- 月々金曜日：午前8時30分～午後5時（祝日を除く）
 - 土・日曜日：午前8時30分～11時45分、午後1時～5時
- 受付場所** 市役所1階市民課保険係
- ※特別な事情がなく届出が遅れると、届出前に自己負担した医療費は保険給付できない場合があります。
- 問合せ** 市民課保険係 ☎128

国民健康保険の届出が必要な場合		用意するもの
入る	ほかの市区町村から羽村市に転入したとき	印鑑・転出証明書
	ほかの健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳
やめる	羽村市からほかの市区町村に転出したとき	印鑑・保険証
	ほかの健康保険に加入したとき	国民健康保険とほかの健康保険の保険証
	生活保護を受けることになったとき	保険証・生活保護開始決定通知書
	死亡したとき	印鑑・保険証・会葬礼状または葬儀の領収書・喪主の振込口座
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑・保険証・在学証明書
	保険証を紛失または破損して使えなくなったとき	印鑑・使えなくなった保険証・身分を証明するもの（顔写真入りの官公署発行のもの）

子育て応援コース

4月1日から母子健康手帳の交付場所が変わります！

市では、平成29年4月1日から、妊娠した方一人ひとりに安心して出産を迎えていただくため、保健師などの専門職との面接を行い、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。面接時間は30分程度です。面接を受けた方には出産子育て応援品の配布も予定しています。

これに伴い、妊娠届の提出場所ならびに母子健康手帳の交付場所を下表のように変更します。また、出張所での取扱いは終了します。

なお、土・日曜日に市民課に提出した場合や代理の方が提出した場合には、後日面接の日程を調整します。※代理人が届け出る場合は、委任状が必要です。

持ち物 マイナンバーカード
※マイナンバーカードを持っていない方は、マイナンバー通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写しと、身分証明書（運転免許証やパスポートなどの顔写真入りの官公署発行のもの）が必要です。

※妊娠の証明書などは不要ですが、医療機関で妊娠を確認し、母子健康手帳交付の指示を受けてからお越しください。

問合せ

- 保健センター ☎555-1111
- ☎627
- 子ども家庭支援センター ☎578-12882

交付場所	受付時間
子ども家庭支援センター 保健センター	月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時
市役所市民課 （土・日曜日のみ）	土・日曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時（午前11時45分～午後1時を除く）

引っ越しの際は、住所異動の届出を忘れずに

住所が変わったときには届出が必要です。年度末前後は住所異動の届出などで市民課の窓口が混み合います。手続きに時間がかかる場合があります。時間に余裕をもってお越しください。

羽村市から引っ越すとき

ほかの市町村へ転出する場合、身分証明書を持参して転出の届出をしてください。

届出の際にお渡しする転出証明書を持って新住所地で転入の届出をしてください（海外へ転出する場合には、転出証明書を発行しません）。

羽村市に引っ越してきたとき（新住所地での届出）

住み始めてから14日以内に転入の届出をしてください。その際には転出先で交付された転出証明書を持参してください。

水道メーターボックスの維持管理

水道メーターは、水道の使用量を確認するために必要なものです。2か月ごとに検針を行っています。正確かつ効率的に検針ができるよう、次のことについて注意してください。

メーターボックスの中をきれいにしてください

防寒対策のための毛布や発泡スチロールを入れたままにすると、虫などが発生することがあります。季節ごとに適切な管理をお願いします。

漏水に注意してください

宅地内の給水装置は水道使用者の管理となります。ときどきメーターボックス周辺を確認してく

海外から転入する場合は、パスポート、戸籍謄本および戸籍の附票（外国人の方は在留カードなど）が必要です。

羽村市内で転居したとき

新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届出をしてください。

届出に必要なもの 運転免許証などの身分証明書

※マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書を持っている方は、住所変更を行いますので持参してください。

問合せ 市民課受付係 ⑩122



ださい。地面が濡れていたり、水を使用していないのにメーターが回っていたりする場合は、漏水が考えられます。

漏水の疑いがあるときは、水道事務所または市指定の水道工事に相談してください。

※市指定の水道工事店について詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

問合せ 水道事務所 ☎554-2269

不要入れ歯などの

回収にご協力を

市では、不要になった入れ歯やアクセサリなどの回収ボックスを設置しています。

回収された不要入れ歯などは、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会でリサイクルされ、その収益の一部が市の福祉活動や日本ユニセフ協会に寄付されます。不要入れ歯などの回収にご協力をお願いします。

回収物 金属の付いている入れ歯、アクセサリ

回収方法 ① 汚れを落とし、熱湯または入れ歯洗浄剤（除菌タイプ）で消毒する。

② 新聞紙や広告などの厚手の紙に包みビニール袋に入れる。

③ 回収ボックスに袋ごと入れる。

回収ボックス設置場所 市役所1階ロビー（飲料自動販売機付近）・保健センター・いこいの里・福祉センター（社会福祉協議会）



▲市役所1階ロビーの回収ボックス

問合せ 社会福祉課庶務係 ⑩114